

## (11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金482,743円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金265,416円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成25年3月25日

#### (2) 事故発生場所

米子市上福原六丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。